人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）	（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］
（変更の許可の申請等）	（変更の許可の申請等）
第九条　打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。	**第九条**　打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。
［2～4　略］	［2～4　同上］
（賠償措置額）	［条を加える。］
第九条の二　法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、当分の間、別表上欄に掲げる人工衛星の打上げ用ロケットごとに、それぞれ同表下欄に掲げる金額とする。	
（損害賠償担保措置の承認の申請等）	［条を加える。］
第九条の三　法第九条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四の二による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
一　申請者に係る次に掲げる書類	
イ　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類	
ロ　申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	
二　ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。以下本条及び第十条において同じ。）の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、次に掲げる書類	
イ　ロケット落下等損害賠償責任保険契約の約款の写し	
ロ　ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険証券の写し	
ハ　ロケット落下等損害賠償補償契約の約款の写し	
ニ　ロケット落下等損害賠償補償契約の契約証書の写し	
三　供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地並びに供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の場合にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札を記載した書類	